

岡山市自動販売機設置事業者募集案内書

令和5年度実施（令和6年4月設置分）

見積書提出期間：令和6年2月2日（金曜日）から令和6年2月9日（金曜日）

開 札 日：令和6年2月14日（水曜日）

令和6年1月19日

岡 山 市

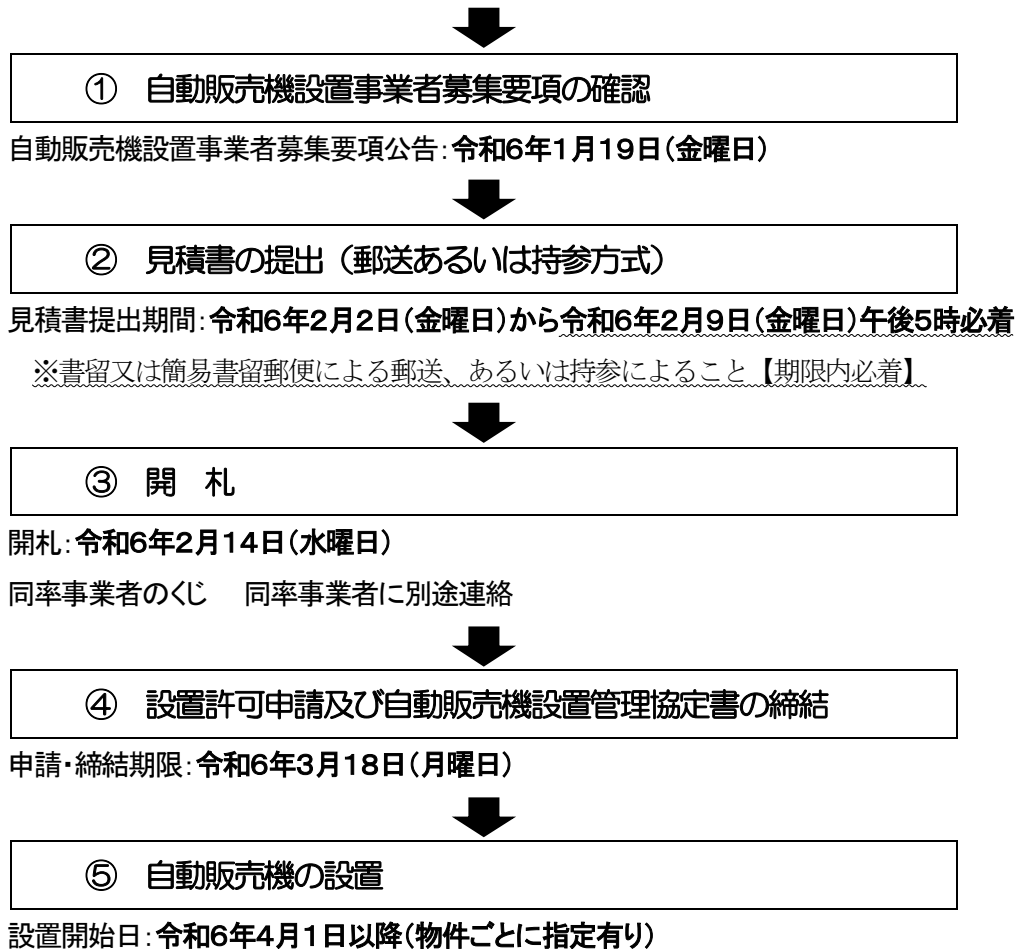
目次

- ◇ 令和5年度 自動販売機設置事業者公募の主な流れ …………… P 1
- ◇ 岡山市自動販売機設置事業者募集要項 …………… P 2
 - 1 公募物件 …………… P 2
 - 2 公募参加資格 …………… P 2
 - 3 質問及び回答 …………… P 2
 - 4 現地確認 …………… P 3
 - 5 自動販売機納付金及び設置事業者の選考方法について …… P 3
 - 6 見積書 …………… P 3
 - 7 見積書の提出（郵送又は持参方式） …………… P 4
 - 8 見積りの辞退 …………… P 5
 - 9 開札 …………… P 5
 - 10 許可申請及び自動販売機設置管理協定書の締結 …………… P 5
 - 11 設置事業者の決定の取り消し …………… P 6
 - 12 問い合わせ先 …………… P 6
- ◇ 基本仕様書 …………… P 7～9
- ◇ 対象自動販売機一覧表 …………… P 10
- ◇ 質問書 …………… P 11
- ◇ 見積書（見積書・記載例） …………… P 12～13
- ◇ 封筒記載例 …………… P 14～15
- ◇ 見積辞退届（見積辞退届・記載例） …………… P 16～17
- ◇ 行政財産使用許可申請書 …………… P 18
- ◇ 自動販売機設置管理協定書（見本） …………… P 19～22

令和5年度 自動販売機設置事業者公募の主な流れ

岡山市有施設における自動販売機設置事業者の募集は、設置にかかる使用料（定額）及び電気代相当額に加え、当該自動販売機の売上に対する自動販売機納付金を岡山市におさめていただくことを条件に、自動販売機の設置を希望する事業者を公募します。

選考にあたっては、自動販売機納付金の最も高い納付料率を見積もった事業者を選考します。



募集案内書については

岡山市公式ウェブサイトからダウンロードできます。

<https://www.city.okayama.jp/jigyosha/0000002788.html>

岡山市財政局財務部財産活用マネジメント推進課（本庁舎5階）にも用意しています。

岡山市自動販売機設置事業者募集要項

この公募に参加を希望される方は、法令、岡山市の条例、規則、規程及びこの募集要項によるとともに、現地を確認し、現状等を承知されたうえでお申込みください。

1 公募物件

- 1 対象自動販売機一覧表（10ページ）のとおり
詳細は、基本仕様書（7から9ページ）及び別冊物件別仕様書のとおり
- 2 対象自動販売機一覧表に記載されている公募グループごとに選考し、公募グループごとに1者の設置事業者を決定します。複数公募グループの公募に参加することができます。

2 公募参加資格

公募に参加できるのは、次の条件を満たす方です。

- (1) 岡山市自動販売機設置事業者公募参加資格登録者名簿（以下「自販機公募登録者名簿」という。）において、名簿記載有効期限が令和6年2月14日時点で有効な方。
- (2) 各公募自販機物件別仕様書の販売品目が、自販機公募登録者名簿に記載の取扱自販機に該当している方。

※自販機公募登録者名簿は岡山市公式ウェブサイトにて確認できます。

<https://www.city.okayama.jp/jigyosha/0000002794.html>

3 質問及び回答

自動販売機設置の仕様について疑義がある場合には、本市に対して説明を求めることができます。

① 受付期間	令和6年1月19日（金曜日）から令和6年1月26日（金曜日）まで 午前9時から午前12時まで又は午後1時から午後5時まで（閉庁日を除く）
② 提出方法	指定の書式「質問書（本募集要項11ページ）」により、 <u>持参又はファクシミリ・電子メールで提出してください</u> （ファクシミリ又は電子メールの場合は、送信後、電話にて財産活用マネジメント推進課（TEL. 086-803-1150）に到着を確認してください）。電話や口頭等による質問は受け付けません。 なお、参加資格審査、選考への質問は受け付けません。
③ あて先	岡山市財政局財務部財産活用マネジメント推進課 FAX. 086-803-1760 E-mail zaisankanri@city.okayama.lg.jp
④ 質問及び回答	岡山市公式ウェブサイトに掲載します。（質問者名は掲載しません。） 最終回答日時 令和6年1月31日（水曜日）午後5時15分
⑤ その他	質問への回答内容は、この募集要項及び仕様書と一体となって効力を有するものであり、必ず質問及び回答を確認してください。選考後、仕様等についての不知又は不明を理由として異議を申し立てることはできません。

4 現地確認

現地説明会は行いません。機種によって商品の補充やメンテナンスのための扉の開閉等に支障がある場合もあるため、事前に設置場所の確認を行ってください。設置場所の確認を行う場合は、物件別仕様書に記載の「施設所管課」に事前に連絡のうえ行ってください。

本募集要項、基本仕様書及び物件別仕様書と現況が違う場合、現況が優先するものとします。

5 自動販売機納付金及び設置事業者の選考方法について

対象自動販売機一覧表（本募集要項10ページ）に記載の公募グループごとに、自動販売機納付金料率（以下「納付金料率」という。）の見積りをしてください。公募グループごとに市が予定する最低納付金料率以上で納付金料率の見積りをした者の中から、見積もった納付金料率の最も高い者を設置事業者として決定します。

設置の許可に係る使用料及び電気代相当額については別途徴しますので、自動販売機納付金には含めないでください。

自動販売機納付金とは

自動販売機納付金は、公募グループ内の各自動販売機に係る各月ごとの売上合計額（消費税及び地方消費税相当額を除く。）に自動販売機納付金料率を乗じて得た額に100分の110を乗じた額です（1円未満切り捨て）。

6 見積書

- 1 見積りは、所定の見積書を使用してください。本募集要項の12ページに様式があります。また、様式は岡山市公式ウェブサイトからもダウンロードできます。
- 2 見積書には、黒インクのボールペン又は万年筆を使用して明確かつ明瞭に記入し、鮮明に押印してください。鉛筆、シャープペンシルは使用できません。
- 3 脱字又は誤字を加除訂正した場合には、その箇所又は付近に押印してください。なお、納付金料率の訂正はできませんのでご注意ください。
- 4 納付金料率は、アラビア数字（算用数字）を使用し、小数第一位まで記載してください。
- 5 1者が複数の公募グループに参加することができます。
- 6 参加者は、郵送又は持参した見積書の書換え、引換え又は撤回をすることはできません。
- 7 前各項に違反する見積り及び次のいずれかに該当する見積りは、**無効**とします。
 - (1) 参加資格のない者のした見積り
 - (2) 最低納付金料率に達しない納付金料率を記載した見積り
 - (3) 納付金料率を改ざんし、又は訂正した見積り（訂正印を押印していても無効になります）
 - (4) 記入事項を判読できない見積り
 - (5) 見積り事項の一部又は全部が記入されていない見積り
 - (6) 記名押印のない見積り
 - (7) 同一の公募グループに、同一者が2通以上の見積書を提出した見積り（代理人によるものも含む。）

- (8) 受付期間内に到達しなかった見積り
- (9) 書留又は簡易書留郵便あるいは持参によらないで提出された見積り
- (10) 二重封筒により提出されなかった見積り
- (11) 中封筒に封印がされていない見積り
- (12) その他見積りの条件に違反した見積り

7 見積書の提出（郵送又は持参方式）

見積書提出方法	<p><u>書留又は簡易書留郵便による郵送、あるいは持参方式</u></p> <p>※ 普通郵便による見積書の提出は無効となります。</p> <p>※ 郵送又は持参した見積書の書換え、引換え又は撤回はできません。</p>
受付期間	<p>令和6年2月2日(金曜日)から令和6年2月9日(金曜日) 午後5時必着</p> <p>※ 直接持参される場合は、岡山市財政局財務部財産活用マネジメント推進課（岡山市役所本庁舎5階）までお越しください。受付時間は、閉庁日を除く、午前9時から午前12時まで又は午後1時から午後5時までです。</p> <p>※ 期間後到着の郵送提出は無効となります。</p> <p>※ 見積書の到着確認の問い合わせにはお答えできません。</p>
提出先	<p>〒700-8544 岡山市北区大供一丁目1番1号</p> <p>岡山市財政局財務部財産活用マネジメント推進課（岡山市役所本庁舎5階）</p>
提出書類等	<p>(1) 見積書</p> <p>ア 本募集要項の12ページに様式があります。様式は、岡山市公式ウェブサイトからもダウンロードできます。記載方法は、「6 見積書」をご参照ください。自動販売機納付金料率を記入した見積書のみ提出してください。</p> <p>イ 見積書に必要事項を記入・押印し、<u>中封筒に入れ封印</u>してください。見積書及び封印に使用する印鑑は、岡山市自動販売機設置事業者公募参加資格審査の使用印鑑届に押印した印鑑を使用してください。</p> <p>ウ <u>中封筒には次の事項を記入</u>してください。</p> <p>① 参加者名 ② 所在地 ③ 連絡先電話番号 ④ 担当者名</p> <p>⑤ 件名：岡山市自動販売機設置事業者募集 ⑥ 公募グループ</p> <p>⑦ 開札日及び見積書在中</p> <p>※ ①参加者名 及び ②所在地については、自販機公募登録者名簿に登録されている名称及び所在地をご記入ください。</p> <p>※ ③連絡先電話番号 及び ④担当者名については、見積書提出にあたってのご担当者を確認するものですので、自販機公募登録者名簿と異なっていてもかまいません。</p> <p>※ ⑥公募グループについては、見積もるすべての公募グループを記載してください。</p>
注意事項	<p>【封入の際の注意事項】</p> <p>① 見積書を入れ封印した中封筒を、外封筒に入れる。</p> <p>② 外封筒表側に「開札日、岡山市自動販売機設置事業者募集、見積書在中」の旨を<u>朱書き</u>する。</p> <p>③ 外封筒裏側左下部に参加者名を記載する。</p> <p>④ <u>書留又は簡易書留郵便により郵送、あるいは持参する。</u></p> <p>【郵送又は持参方式に係る見積りの無効について】</p> <p><u>以下のような見積りは無効となりますのでご注意ください。</u></p> <p>① 書留又は簡易書留郵便あるいは持参によらないで提出された見積り</p> <p>② 二重封筒により提出されなかった見積り</p> <p>③ 中封筒に封印がされていない見積り</p>

8 見積りの辞退

- 1 見積書の提出後、開札日前日までは見積り参加を辞退することができます。
- 2 見積り参加を辞退する場合は、見積り辞退届に記名押印のうえ、岡山市財政局財務部財産活用マネジメント推進課に見積り辞退届を必ず持参のうえご提出ください。使用する印鑑は岡山市自動販売機設置事業者公募参加資格審査の使用印鑑届に押印した印鑑を使用してください。
- 3 見積り参加を辞退しても、これを理由として不利益な扱いを受けるものではありませんが、開札後に設置を辞退する場合には、令和8年3月31日までの間に実施される自動販売機設置事業者の公募に参加できません。

受付期間	令和6年2月2日（金曜日）から令和6年2月13日（火曜日）午後5時まで 閉庁日を除く、午前9時から午前12時まで又は午後1時から午後5時まで ※ 持参以外による見積り辞退届の提出はできません。
提出先	岡山市財政局財務部財産活用マネジメント推進課 岡山市役所本庁舎5階
必要書類等	見積り辞退届 本募集要項の16ページ又は岡山市公式ウェブサイトからもダウンロードできます。 (1) 記名押印し、必ず公募グループ番号を記載してください。 (2) 使用する印鑑は岡山市自動販売機設置事業者公募参加資格審査の使用印鑑届に押印した印鑑を使用してください。 (3) 複数公募グループについて辞退する場合は、公募グループごとに見積り辞退届を提出してください。 (4) 封印の必要はありません。

9 開札

開札会場	岡山市役所本庁舎 地下1階 中会議室
開札日時	令和6年2月14日（水曜日） 午前10時開始
注意事項	(1) 見積り参加者の入場は自由ですが、見積り参加者及びその代理人以外の方は入場できません。 (2) 開札の結果、参加者のうち最低納付金料率以上で最高納付金料率を見積りした者を設置事業者とし、開札会場内で発表したうえで、再度参加資格及び見積りの有効を確認のうえ、設置事業者を決定し岡山市公式ウェブサイト上で公表します。
くじの実施	(1) 同率の見積りが選定事業者数以上ある場合は、くじにより設置事業者を決めます。 くじについての詳細は、同率事業者に別途連絡します。

10 許可申請及び自動販売機設置管理協定書の締結

設置事業者は、令和6年3月18日（月曜日）までに、各施設所管課あてに行政財産使用許可申請書（本募集要項18ページ）を提出するとともに、自動販売機設置管理協定書（以下「協定書」という。）を締結（本募集要項19ページに見本があります。）してください。

なお、土地に設置する協定書には収入印紙（200円）が必要です。

1 1 設置事業者の決定の取り消し

次のいずれかに該当する場合は、設置事業者としての決定を取り消します。

- ① 正当な理由なくして、指定する期日までに許可申請の手続を行わなかった場合
- ② 設置事業者が公募に参加できる者の資格等に該当しなくなった場合
- ③ その他設置事業者が本市の使用許可の相手方として不相当と認められる場合

1 2 問い合わせ先

公募手続に関すること	岡山市財政局財務部財産活用マネジメント推進課 電 話：086-803-1150 受付時間：午前9時から午前12時まで又は午後1時から 午後5時まで（閉庁日を除く。） E-mail : zaisankanri@city.okayama.lg.jp
設置場所の確認に関すること	物件別仕様書に記載の施設所管課

※ 仕様の内容に関する質問は、2ページ「3 質問及び回答」の手続きに従ってください。

岡山市公式ウェブサイト

トップページ > 事業者情報 > 事業を営んでいる方 > 市有施設への自動販売機設置 > 自動販売機設置事業者の公募について

アドレス <https://www.city.okayama.jp/jigyosha/0000002788.html>

又は「岡山市自動販売機公募」で検索

基本仕様書

物件別仕様書に特に定めのない事項については、以下のとおりとする。

1 施設使用の条件

1 施設使用の許可

自動販売機の設置は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第238条の4第7項に規定する行政財産の目的外使用許可(以下、「使用許可」という。)により行う。

2 施設使用の許可手続き

設置事業者は、各施設所管課宛に、以下の書類を添付し使用許可申請書を提出すること。

(1) 設置場所の自動販売機、回収ボックス及び自動販売機脚部に設置する転倒防止用鉄板等の仕様が分かる図面

(2) 自動販売機の管理関係証明書類 ※

※ 自動販売機の設置管理、商品補充等を行う者が設置事業者と異なる場合に、当該業務に関して両者間で締結された委託契約書又は協定書等の写し

3 使用許可期間

(1) 使用許可日から令和7年3月31日まで。ただし、各設置施設の管理運営形態・実績を勘案し、岡山市が適当と判断した場合には、1年ごとに更新し、当初の使用許可日から起算して最大5年(令和11年3月31日)まで更新できるものとする。

(2) 使用許可の期間の満了前でも、岡山市の行政財産の用途又は目的のため必要が生じた場合、また、施設の改廃等がある場合は、使用許可を取り消すことがあるが、この場合事業者に損害が生じても岡山市はその賠償の責を負わない。

4 使用許可に係る使用料の納付

使用許可に係る使用料は、岡山市の発行する納入通知書により、指定する期日までに全額納入すること。

なお、使用許可に係る使用料は、使用許可期間ごとに決定するため、使用許可更新の際に変動することがある。

5 遵守事項

(1) 使用許可の条件を遵守すること。

(2) 自動販売機を設置する権利を第三者に譲渡又は転貸してはならないこと。

(3) 販売品の搬入、廃棄物の搬出時間、駐車位置及び経路については、岡山市の指示に従うこと。

6 原状回復

設置事業者は、使用許可期間が満了又は使用許可が取り消された場合は、速やかに原状回復すること。

なお、原状回復に際し、設置事業者は一切の補償を岡山市に請求することはできない。

7 自動販売機設置の中止

岡山市の認める場合を除き、公募グループ内の一部の自動販売機の設置を中止することはできない。

また、自動販売機の設置を中止する場合は、3ヶ月前までに市に書面で通知すること。

8 自動販売機の増設

岡山市が必要と判断した場合又は公募設置とは別途市内事業者の設置要望がある場合、施設内に自動販売機を増設することがある。

自動販売機の増設により設置自動販売機の売上の増減がある場合も、設置事業者は一切の補償を岡山市に請求することはできない。

2 自動販売機の規格等

- (1) 周辺環境に配慮した仕様であること（外観色を含む）。
- (2) 可能な限りユニバーサルデザイン仕様であること。
- (3) ホットアンドコールド機であること
- (4) ノンフロン対応機であること。ただし、設置機種によりノンフロン対応機の普及がないものについては、可能な限り環境に配慮したものとする。
- (5) 「学習省エネ機能」、「真空断熱材」や「ヒートポンプ採用」など、トップランナー方式に従った消費電力量の低減に資する技術等を導入し、環境に十分配慮した環境対応型の機種であること。
- (6) 照明はタイマーによる電気調節ができること。（自動点滅、減光機能搭載機とすること。）
- (7) 耐震対策を行い、できる限り建物躯体に負担のかからない方法で設置のこと。
- (8) 安全対策
 - ① 「自動販売機-据付基準」（JIS 規格）及び「自動販売機据付規準」（清涼飲料自販機協議会策定）を遵守した転倒防止対策を施すこと。なお、自動販売機の設置に伴う事故については、岡山市の責に帰する事由による場合を除き、設置事業者がその責を負う。
 - ② 「自販機堅牢化基準」（一般社団法人日本自動販売システム機械工業会制定）を遵守し、犯罪防止に努めること。なお、自動販売機の汚損又は毀損、盗難等の事故が発生した場合、岡山市の責に帰することが明らかな場合を除き、岡山市はその責を負わない。
 - ③ 「食品、添加物の規格基準」（食品衛生法）及び「自動販売機の食品衛生に関する自主的取扱要領」（業界自主基準）等を遵守し、販売商品の衛生管理に万全を尽くすこと。
- (9) 設置に当たり、自動販売機及び使用済み容器回収ボックス等について、施設管理上必要な指導をしたときは、それに従うこと。
- (10) 設置場所の寸法には、自動販売機本体のほか、使用済み容器回収ボックス設置部分・放熱余地・自動販売機脚部に設置する転倒防止用鉄板等を含むものとする。

3 販売品目の条件等

1 販売品目

- (1) 酒類及びその類似品を除き、清涼飲料水、コーヒー飲料、乳飲料、牛乳を販売対象品目とし、一般市場で認知、支持を受けている商品を半数以上の品目とした構成とすること。
- (2) 夏季は冷やして提供する商品を主とし、冬季は温めた商品に一部変更すること。

2 販売価格

標準小売価格を上回らないこと。標準小売価格が設定されていない場合は各製造者の設定している最低価格、又は市場の状況等を勘案して市が適当と認めた価格とする。

4 維持管理責任

- (1) 商品補充及び金銭管理など自動販売機の維持管理については設置事業者が行うこと。また、商品の賞味期限に注意するとともに、在庫及び補充管理を適切に行うこと。
- (2) 自動販売機の所有、設置管理、故障発生時等の対応、商品の補充及び売上代金の回収等を他者に行わせようとする場合は、自動販売機を設置しようとする日までに、当該他者との間で委託契約又は協定等を締結していなければならないものとする。その場合にあっては、設置事業者として決定を受けた後、当該委託契約書又は協定書等の書類の写しを市に提出すること。
ただし、上記の全てを他の者に委託することはできない。
- (3) 自動販売機設置場所には、販売する飲料の使用済容器の回収ボックスを設置し、回収ボックス内にある使用済容器は、他社製品持ち込み等問わず、設置事業者の責任で適切に回収及びリサイクルをすること。
- (4) 衛生管理及び感染症対策については、関係法令等の遵守及び徹底を図るとともに、関係機関等への届出及び検査等が必要な場合は遅滞なく手続き等を行うこと。
- (5) 自動販売機の設置に当たっては、据付面を十分に確認したうえで安全に設置すること。
- (6) 自動販売機の故障、問い合わせ及び苦情等については、設置事業者の責任において、設置事業者の連絡先を明示し、専門技術サービス員を配置し即時対応すること。

5 自動販売機納付金の納付

- (1) 自動販売機納付金は、各自動販売機に係る各月ごとの売上合計額（消費税及び地方消費税相当額を除く。）に納付金料率を乗じて得た額に100分の110を乗じた額とすること（1円未満切り捨て）。
- (2) 自動販売機納付金は、岡山市の発行する納入通知書又は口座振込により、指定する期日までに全額納入すること。
- (3) 設置事業者は、各月ごとの1台あたりの売上額が確認できる書面を施設所管課に報告するとともに、施設所管課が随時実施するトータルカウンター（売上本数）の確認作業に協力すること。
なお、各自動販売機の売上額は、以後の公募の際等に公表することがある。

6 その他必要経費等

- (1) 自動販売機（付帯電気設備を含む。）の設置及び撤去に要する工事費、移転費等一切の費用は設置事業者の負担とする。なお、新たな電気工事を必要とするものについては、岡山市と協議のうえ、電気関係法令を順守して施行し、工事後は速やかに岡山市の確認を受けること。
- (2) 自動販売機の運転に必要な電気代相当額については、全額を設置事業者の負担とし、設置事業者の負担により子メーターを設置すること。
なお、電気代相当額については、子メーターの指示値により計測した消費電力量に基づき計算した金額とし、岡山市の発行する納入通知書により、指定する期日までに全額納入すること。

7 その他

募集要項、基本仕様書、物件別仕様書、使用許可書及び自動販売機設置管理協定書に定める事柄のほか、に協議すべき事項が生じた場合は、その都度岡山市と設置事業者で協議のうえ定めるものとする。

対象自動販売機一覧表

各自動販売機の仕様については、必ず「基本仕様書」及び「物件別仕様書」の両方を確認すること。

公募グループ	物件番号	施設名称	設置場所	設置台数	品目	最低納付金料率
A	A-①	岡山市役所本庁舎 (岡山市北区大供一丁目1-1)	1階 市民ホール横	1台	カン・ペット・びん	15%
	A-②	北区役所土木農林分室 (岡山市北区富吉1401-32)	土木農林分室事務所内	1台	カン・ペット・びん	
	A-③	御津グランドゴルフ場 (岡山市北区御津宇垣1227-2)	休憩所建物北側 屋外	1台	カン・ペット・びん	
B	B-①	中区役所庁舎 (岡山市中区浜三丁目7-15)	1階 北東スペース	2台	カン・ペット・びん	15%
C	C-①	北消防署 (岡山市北区鹿田町二丁目4-1)	2階 待機室兼食堂	2台	カン・ペット・びん	15%
	C-②	西消防署 (岡山市北区野殿西町427-1)	2階 待機室兼食堂	2台	カン・ペット・びん	
	C-③	中消防署 (岡山市中区今在家地先)	2階 待機室兼食堂	2台	カン・ペット・びん	
	C-④	東消防署 (岡山市東区西大寺南一丁目2-4)	1階 風除室2	1台	カン・ペット・びん	
	C-⑤	東消防署 (岡山市東区西大寺南一丁目2-4)	3階 待機室兼食堂	1台	カン・ペット・びん	
	C-⑥	南消防署 (岡山市南区浦安南町495-88)	2階 待機室兼食堂	2台	カン・ペット・びん	
	C-⑦	北消防署御津出張所 (岡山市北区御津宇垣140-2)	御津出張所庁舎西側 屋外	1台	カン・ペット・びん	

質 問 書

岡山市 財政局 財務部 財産活用マネジメント推進課 宛

FAX 086-803-1760

E-mail zaisankanri@city.okayama.lg.jp

(質問者)

住所又は所在地

商号又は名称

(担当者)

氏 名

電 話

FAX

E-mail

質問項目	
質問内容	

※ 質問がある場合は、本質問書を令和6年1月26日（金曜日）午後5時までに、岡山市財政局財務部財産活用マネジメント推進課まで持参又はファクシミリ・電子メールで提出してください。

なお、ファクシミリ又は電子メールの場合は、送信後、電話にて財産活用マネジメント推進課（TEL.086-803-1150）に到着を確認してください。

※ 質問項目については「基本仕様書 P〇〇 番号〇〇 の 〇〇〇〇について」等、具体的に記入してください。

※ 質問への回答については、令和6年1月31日（水曜日）午後5時15分までに岡山市公式ウェブサイトに掲載します。

なお、質問者名は公表しません。

見 積 書

令和 年 月 日

岡 山 市 長 様

住所又は所在地

商号又は名称

代表者職氏名

印

岡山市自動販売機設置事業者募集において、私は、募集要項、基本仕様書、物件別仕様書及び関係書類並びに設置箇所等熟知承諾のうえ、次のとおり提出します。

公募グループ	自動販売機納付金料率
	. %

【注意事項】

- 岡山市自動販売機設置事業者公募参加資格審査の使用印鑑届に押印した印を使用すること。
- 見積りする公募グループについて、自動販売機納付金料率を記入すること。
- 設置の許可に係る使用料及び光熱水費等相当額については別途徴するため、自動販売機納付金には含めないこと。
- 黒インクの万年筆又はボールペンで鮮明に記入してください。
- 自動販売機納付金料率は、アラビア数字（算用数字）を用い、小数第一位まで記入すること。
- 自動販売機納付金料率は、自動販売機ごとの売上額（消費税及び地方消費税相当額を除く。）に対して、市へ納付する自動販売機納付金の率を記入すること。

見積書

記載例

令和 ○ 年 ○ 月 ○ 日

岡山市長様

住所又は所在地 岡山市北区大供一丁目○○-○○

商号又は名称 株式会社○○○○

代表者職氏名 ○○○ ○○ ○○

印

岡山市自動販売機設置事業者公募参加資格審査の使用印鑑届に押印した印を使用すること。

岡山市自動販売機設置事業者募集において、私は、募集要項、基本仕様書、物件別仕様書及び関係書類並びに設置箇所等熟知承諾のうえ、次のとおり提出します。

公募グループ	自動販売機納付金料率			
A	○	○	.	○ %

【注意事項】

- 岡山市自動販売機設置事業者公募参加資格審査の使用印鑑届に押印した印を使用すること。
- 見積りする公募グループについて、自動販売機納付金料率を記入すること。
- 設置の許可に係る使用料及び光熱水費等相当額については別途徴するため、自動販売機納付金には含めないこと。
- 黒インクの万年筆又はボールペンで鮮明に記入してください。
- 自動販売機納付金料率は、アラビア数字（算用数字）を用い、小数第一位まで記入すること。
- 自動販売機納付金料率は、自動販売機ごとの売上額（消費税及び地方消費税相当額を除く。）に対して、市へ納付する自動販売機納付金の率を記入すること。

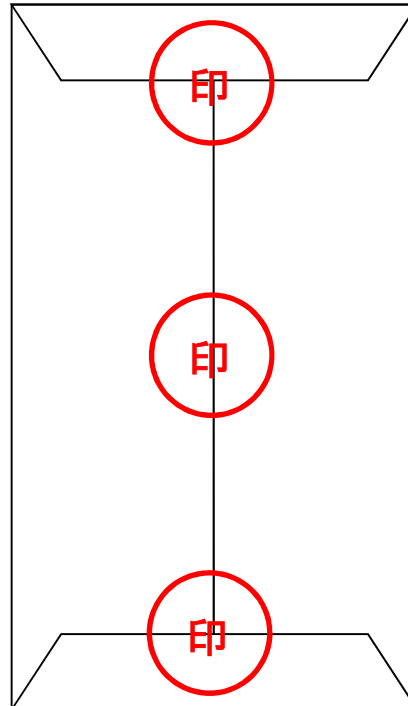
封筒記載例（見積書の郵送又は持参）

※書留又は簡易書留郵便による郵送あるいは持参に限る。

中封筒（表）

①参加者名
②所在地
③連絡先電話番号
④担当者名
⑤件名：岡山市自動販売機設置事業
者募集
⑥公募グループ
A、C
⑦開札日 令和6年2月14日
見積書在中

中封筒（裏）



※封印に使用する印は、参加資格審査の使用印鑑届に押印した印鑑を使用してください。

外封筒（表）

700-8544

岡山市北区大供一丁目一番一号
岡山市財政局財務部
財産活用マネジメント推進課
行

令和6年2月14日開札
岡山市自動販売機設置事業者募集
見積書在中

※必ず朱書きしてください。

外封筒（裏）

参加者名

※裏側左下部に参加者名を記載してください。

見 積 辞 退 届

令和 年 月 日

岡 山 市 長 様

住所又は所在地

商号又は名称

代表者職氏名

印

令和 年 月 日開札の岡山市自動販売機設置事業者募集において、都合により下記物件の見積りを辞退します。

公募グループ

【注意事項】

- 一旦提出した見積りを辞退する場合に、本様式を提出してください。
- 使用する印は、岡山市自動販売機設置事業者公募参加資格審査の使用印鑑届に押印した印鑑を使用してください。記名押印のないもの及び他の印鑑を使用した場合は、辞退の扱いになりませんのでご注意ください。
- 黒インクの万年筆又はボールペンで鮮明に記入してください。
- 辞退する公募グループごとに提出してください。

見 積 辞 退 届

記 載 例

岡 山 市 長 様

令和〇〇年〇〇月〇〇日

岡山市自動販売機設置事業者公募参加資格審査の使用印鑑届に押印した印を使用すること。

住所又は所在地 岡山市北区大供一丁目〇〇-〇〇

商号又は名称 株式会社〇〇〇〇

代表者職氏名 〇〇〇 〇〇 〇〇

印 印

令和〇〇年〇〇月〇〇日開札の岡山市自動販売機設置事業者募集において、都合により下記物件の見積りを辞退します。

公募グループ

【注意事項】

- 一旦提出した見積りを辞退する場合に、本様式を提出してください。
- 使用する印は、岡山市自動販売機設置事業者公募参加資格審査の使用印鑑届に押印した印鑑を使用してください。記名押印のないもの及び他の印鑑を使用した場合は、辞退の扱いになりませんのでご注意ください。
- 黒インクの万年筆又はボールペンで鮮明に記入してください。
- 辞退する公募グループごとに提出してください。

年 月 日

行政財産使用許可申請書

岡山市長様

(住所)

(氏名)

印

下記により行政財産を使用したいので、許可願いたく申請いたします。

記

1 使用しようとする財産の表示

所在

名称

数量

使用部分 別図のとおり

2 使用目的及び使用を必要とする理由

3 使用期間

4 添付書類

(1) 関係図面

(2) その他の関係書類

5 その他必要な事項

自動販売機設置管理協定書(見本)

岡山市（以下「甲」という。）と（以下「乙」という。）とは、乙が行政財産目的外使用許可申請に基づき設置する自動販売機（以下「自販機」という。）の設置管理に関し、行政財産目的外使用許可書に定めるもののほか、次のとおり協定を締結する。

（設置場所及び台数）

第1条 乙は、甲が指定する下記の場所に自販機を設置し、管理するものとする。

設置場所：

設置台数： 台

（行政財産目的外使用の許可及び使用料）

第2条 乙は、甲の指定する期日までに、自販機の設置に伴う行政財産目的外使用許可の申請及び使用料の納付を適正に行わなければならない。

（協定期間）

第3条 自販機の設置期間は、前条の乙の申請に対し甲が許可した期間とする。

ただし、設置施設の運営形態や自動販売機設置の必要性を勘案し、甲が適当と判断した場合には、令和 年 月 日まで引き続き使用許可を行う。

2 本協定の期間は、前項に規定する自販機の設置期間とする。

（電気使用料）

第4条 乙は、自販機の運転による電気使用量を計測するための子メーターを乙の負担により設置するものとする。

2 乙が負担する電気代相当額は、乙が設置する子メーターの指示値により計測した電気使用量に基づき、甲が計算した額とする。

3 乙は、前項の規定による電気代相当額を、甲が発行する納入通知書により、甲の指定する期日までに納めなければならない。

（自動販売機納付金）

第5条 自動販売機納付金は各自販機の売上実績額（消費税及び地方消費税相当額を除く。）に、納付金料率 . % を乗じて得た額に100分の110を乗じた額とする。

ただし、その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額とする。

2 乙は、各自販機に係る各月ごとの売上本数、売上実績額及び納付金額を、当該月の翌月日までに書面により甲に報告するものとする。

3 乙は、納付金を甲が指定する期日までに納めなければならない。

（設置費用等）

第6条 自販機の設置、交換、移動、撤去、安全対策及び保健所等への届出等の費用は、全

て乙の負担とする。

(販売品目の構成等)

第7条 自販機により販売する品目の構成、種類等については、次のとおりとする。

- (1) 販売品目については、**飲料(缶、ペットボトル、紙パック、ビン類)**とし、多品種、多品目で一般市場において認知、支持を受けている商品を半数以上の品目とした構成とするよう努めること。
- (2) 販売開始後に甲から(1)の品目の構成、種類等の変更について要望があった場合、乙は、誠意をもって対応すること。
- (3) **夏季は冷やして提供する商品を主とし、冬季は温めた商品に一部変更すること。**
- (4) 酒類(いわゆるノンアルコール飲料を含む。)の販売は行わないこと。

(販売価格)

第8条 販売価格は、標準小売価格を上回らないこと。標準小売価格が設定されていない場合は各製造者の設定している最低価格、又は市場の状況等を勘案して甲が適当と認めた価格とすること。

(維持管理責任等)

第9条 商品の補充及び金銭管理等自販機の維持管理については、すべて乙が行うものとする。

- 2 乙は、商品の賞味期限に注意するとともに、在庫及び補充管理を適切に行わなければならない。
- 3 乙は、自販機の維持管理を第三者に行わせようとする場合は、自販機を設置する日までに、乙と当該第三者との間で委託契約又は協定等を締結し、当該委託契約書又は協定書等の写しを甲に提出しなければならない。
- 4 乙は、乙が設置した使用済容器の回収ボックス内にある使用済容器を乙の責任で適切に回収し、及びリサイクルしなければならない。
- 5 乙は、衛生管理及び感染症対策について、関係法令等を遵守するとともに乙の従業員に対しその徹底を図り、関係機関等への届出及び検査等が必要な場合は遅滞なく手続きを行わなければならない。
- 6 乙は、自販機の設置に当たって、据付面を十分に確認したうえで安全に設置しなければならない。
- 7 自販機の故障、問い合わせ、苦情等については、乙の責任において対応しなければならない。

(自販機設置の中止)

第10条 乙は、**行政財産目的外使用許可申請**を取り下げることにより自販機の設置を中止することができる。ただし、甲が認める場合を除き、同一公募グループの一部の自動販売

機の設置を中止することはできない。

2 前項の規定により行政財産目的外使用許可申請を取り下げるときは、乙は3ヶ月前までに書面により甲に申し出て、承認を得るものとする。

3 第1項の規定により行政財産目的外使用許可申請を取り下げた場合においても、納付済の使用料は返還しない。

(協力関係)

第11条 甲は、自販機の保守管理に協力するとともに、正常に稼動しない場合は直ちに乙に連絡する。乙は、甲より連絡を受けた場合、速やかに対処するものとする。

(賠償責任)

第12条 乙は、自販機の倒壊、盗難事故、販売した飲料による食中毒及びその構造上の欠陥等により、甲及び第三者に損害を与えた場合は、乙の責任において一切解決するものとする。

ただし、当該事故が甲の責に帰すべき事由により生じたときは、甲が補償する。

(自販機の盗難及び破損)

第13条 甲は、甲の責めによることが明らかな場合を除き、当該自販機の盗難及び破損に関しては、一切の責任を負わない。

2 乙は、自販機が毀損、汚損又は紛失したときは、速やかに復旧をしなければならない。

3 甲は、自販機の毀損、汚損又は紛失を発見した場合は、速やかに乙に通報しなければならない。

4 第2項の復旧に要する経費は、乙が負担するものとする。

(売上調査)

第14条 甲は、必要に応じて、自販機に係る売上本数及び売上高について、調査を実施することができる。乙はこれに協力しなければならない。

(自販機の交換)

第15条 乙が、自販機の交換（リプレース）を実施する場合は、あらかじめその旨を甲に申し出たうえで、甲の承諾を受けなければならない。

(協定解除)

第16条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、行政財産目的外使用許可を取り消し、この協定を解除することができるものとする。

(1) 本協定の条項に違反したとき。

(2) 事業の存続が困難であると認められたとき。

(3) 社会的に著しく信用を欠く行為があったと認められたとき。

(4) 第4条、第5条及び第6条の規定による納付金等の支払い義務を履行せず、甲の催告にもかかわらず納入期限を3ヶ月以上経過してしてもなお履行しないとき。

2 前項により協定が解除された場合、乙はこれによって生じる損失の補償を甲に請求することはできないものとする。

3 乙は前項の規定により協定が解除された場合には、甲が指定する期日までに自販機を撤去しなければならない。

4 乙は、自販機を撤去したときは、乙の責任と負担において原状回復を行い、甲の確認を受けるものとする。

(原状回復)

第17条 乙は、協定期間が満了した場合は、速やかに自己の責任において原状に回復して、甲に返還する。ただし、甲が必要がないと認めた場合は、この限りでない。

(疑義の解釈等)

第18条 この協定書の定めに疑義が生じた事項又はこの協定書に定めのない事項については、その都度、甲乙協議のうえ定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書を2通作成し、甲乙両者記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

令和 年 月 日

甲 岡山市北区大供一丁目1番1号
岡山市
岡山市長

印

乙 住所

氏名

印